

適正な履行確保の基準

地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づく調査(いわゆる低入札価格調査。以下単に「調査」という。)を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であるかどうかの判断を行うための基準について次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、次の基準のすべてを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とならないものとする。

1 基本的判断基準

- (1) 調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請け(予定者)へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 材料・製品等は設計図書(仕様書等)に適合した品質・規格であること。
- (5) 建設副産物について、適正な処理方法、適正な処理費用が計上されていること。

2 数値的判断基準

- (1) 数量は設計図書(仕様書等)に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 入札書に記載した価格と工事費内訳書に記載している工事費総額が一致しており、明らかに工事の品質及び安全確保の履行がされないと認められる違算がないこと。
- (3) 次のア及びイ(以下「当該判断基準」という。)をすべて満たしていること。(ただし、公告その他適切な方法により周知した解体工事及び上下水道設備(電気・機械)工事等については、当該判断基準を適用しないものとする。)

なお、直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設费率分、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、厚生労働省作成の「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとする。

したがって、積算の内訳はこれに従って作成されたものでなければならない。

また、当該判断基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については別表によるものとする。

ア 工事費総額判断基準

入札価格が、次の計算式で算出した工事費総額失格基準価格以上であること。

工事費総額失格基準価格（税抜）＝
直接工事費×a＋共通仮設費×b＋現場管理費×c＋一般管理費等×d
（千円未満切り上げ。係数a、b、c、dは、次の表により算出する。）

係数	設計金額(税込)		
	1億円	1億円超3億円未満	3億円以上
a	0.97	$0.97 + 0.22/2 - 0.22/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.75
b	0.90	$0.90 + 0.20/2 - 0.20/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.70
c	0.90	$0.90 + 0.20/2 - 0.20/200,000,000 \times \text{設計金額(税込)}$	0.70
d	0.30	0.30	0.30

イ 工事費内訳判断基準

- ① 直接工事費は、市が積算した直接工事費の75%以上であること。
- ② 共通仮設費（積上分及び率分）は、市が積算した共通仮設費（積上分及び率分）の70%以上であること。
- ③ 共通仮設费率分は、準備費、安全費及び技術管理費が計上されていること。

なお、建築工事（建築機械設備、建築電気設備を含む）の場合にあっては、準備費、安全費及び材料や製品の品質管理試験に要する費用等が計上されていること。

- ④ 現場管理費は、現場従業員及び現場労働者の法定福利費並びに現場従業員の人件費が計上されているとともに、市が積算した現場管理費の70%以上であること。
- ⑤ 一般管理費等は、市が積算した一般管理費等の30%以上であること。